

教育委員会定例会議事日程

令和6年5月9日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

「川上小学校」「北綱島特別支援学校」「港南図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について
いじめ重大事態等への対応状況について

3 審議案件

教委第1号議案 学校規模適正化等について

教委第2号議案 令和6年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第3号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第4号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第5号議案 横浜市学校規模適正化等検討委員会臨時委員の任命について

教委第6号議案 第19期横浜市文化財保護審議会委員の任命について

教委第7号議案 第30期横浜市就学奨励対策審議会委員の任命について

教委第8号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第9号議案 横浜市いじめ問題専門委員会臨時委員の任命について

4 報告案件

教委報第1号 令和6年度歳入歳出予算案（5月補正）に関する意見の申出に係る
臨時代理報告について

教委報第2号 教職員の人事に関する臨時代理報告について

5 その他

令和6年5月9日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○4/17 こども青少年・教育委員会

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○「川上小学校」「北綱島特別支援学校」「港南図書館」の文部科学大臣表彰の受賞について

○いじめ重大事態等への対応状況について

3 その他

子供の読書活動優秀実践校・図書館として 「川上小学校」「北綱島特別支援学校」「港南図書館」 が文部科学大臣表彰を受賞しました！

文部科学省では、平成14年度から子どもの読書活動の一層の推進に資するため、特色のある優れた実践を行っている学校・園、図書館、団体・個人に対し、大臣表彰を行っています。（園の表彰は令和6年度から実施）

「令和6年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）」として、全国で263の学校・園、図書館、団体（個人）が表彰され、横浜市からは「川上小学校（戸塚区）」「北綱島特別支援学校（港北区）」「港南図書館（港南区）」が受賞しました。つきましては、表彰式が行われますのでお知らせします。

■ 表彰式（詳細は別添資料をご参照ください）

日時：令和6年4月23日（火）13時00分から17時00分まで（予定）

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター（東京都渋谷区代々木神園町3の1）

（令和6年度「子ども読書の日」記念 子ども読書活動推進フォーラム内で開催）

■ 表彰校・図書館の主な取組

川上小学校（戸塚区）

国語科の授業と関連づけ、児童に配付しているタブレット端末で利用できる「読書生活シート」を開発しました。このシートに、読書記録と読書計画の機能をもたせることで、自らの読書生活を日常的に見つめながら、主体的に読書に向き合う子どもの育成につなげました。

読書月間には、図書委員会が独自のイベントを企画・運営しており、「読書スタンプラリー」等の記念品として「手作りしおり」を作成するなど、児童の読書活動への興味・関心を高めています。司書教諭や学校司書、ボランティアと、読書活動や学校図書館の様子をまとめた読書活動パネルを区役所や商業施設等に展示し、取組を発信するとともに、いただいた感想や意見を学校図書館の環境整備や読書活動の充実に役立てています。

北綱島特別支援学校（港北区）

読書支援の時間「としよ」では、個々の身体状況が異なることから、手遊び歌やパネルシアター、製作体験等、様々な感覚を使って参加できるよう工夫しています。

学校司書による本の提示や読み聞かせでは、手指を含めた上肢の動きが良好で触覚優位である場合に、触る絵本やiPadで利用できるマルチメディアデジター図書*を活用しているほか、意思伝達が眼球や眼瞼等限られている場合にも、まばたきなどの微細な反応によって本人とコミュニケーションをとり、本の選択や感想の交流につなげたりしています。また、給食時間等に視聴が困難な児童生徒が、見やすい姿勢で、都合のよい時間に見られるようにするために、読み聞かせ動画をタブレット端末のアプリで共有する等、読書機会の確保のために工夫を凝らしています。

※ マルチメディアデジター図書…文字や音声、画像を同時に再生できるデジタル録音図書のこと。

港南図書館（港南区）

読み聞かせボランティアグループ4団体と積極的に連携し、図書館でのおはなし会を年間134回開催するとともに、区役所や地域施設と連携し、市民に身近な場所での「わらべうたと絵本を親子で楽しむ講座」を実施するなど、区内全域で読書に親しむことができる取組を進めてきました。また、図書館で、おはなし会と「子育ての居場所事業（子育て相談、情報提供等）」を同日開催することで、子育て支援にも貢献しています。

さらに、読書に親しみやすい環境づくりとして、港南図書館マスコットキャラクター「こうなんうさぎ」を活用し、読んだ本を記録して読書ノートをいっぱいにする読書マラソンや、ぬりえ大会を開催し、図書館の利用促進や読書活動の推進に取り組んでいます。

■ 活動の様子

【川上小学校】



読書生活シート



読書活動パネル

【北綱島特別支援学校】



読書支援の時間「としよ」



マルチメディアデジター図書の活用

【港南図書館】



「わらべうたと絵本を親子で楽しもう！」



読書マラソンポスターと景品のグッズ

《表彰式の取材について》

表彰式をご取材いただく場合は、別添資料より事前にお申込みください。

お問合せ先

(活動の詳細について)

川上小学校 校長	堀部 尚久	Tel 045-811-9345
北綱島特別支援学校 校長	坂本 征之	Tel 045-545-0126
港南図書館 館長	鈴木 裕子	Tel 045-841-5516

(子どもの読書活動推進フォーラムについて)

国立青少年教育振興機構 教育事業部 事業企画課 Tel 03-6407-762

(読書活動全般について)

教育委員会事務局生涯学習文化財課長 渡辺 貴士 Tel 045-671-3236

(学校の読書活動について)

教育委員会事務局小中学校企画課情報教育担当課長 中川 謙 Tel 045-671-3588

(市立図書館全般について)

教育委員会事務局中央図書館企画運営課長 小田川 紀可 Tel 045-262-7342

令和6年度「子ども読書の日」記念

子どもの読書活動

推進フォーラム

2024年
(令和6年)

4月23日 火

13:00～17:00 (受付開始/12:00 開演/13:00)

託児コーナーあり
※要予約

子ども読書の日

入場無料 [定員600名]

国立オリンピック記念青少年総合センター カルチャー棟大ホール 他
東京都渋谷区代々木神園町3-1

YouTube
ライブ配信

<https://www.youtube.com/watch?v=R0vFAHL-8GM>



式典 13:00～13:30 文部科学大臣表彰(代表者授与) 優秀実践校・園・図書館・団体(個人)

特別講演 13:30～14:30 テーマ「読書のススメ」



4月23日は
「子ども読書の日」

子どもの読書活動推進に関する国の機関等による「子ども読書の情報誌」<http://www.kodomodokusya.go.jp/>

文部科学省



登壇者



喜多川 泰氏(作家)

1970年生まれ。愛媛県出身。東京学芸大学卒。
2005年「賢者の書」にてデビュー。発表する作品は長年読み継がれ、全20作品、国内累計120万部を超えるベストセラー作家。2010年に出版された「『また、必ず会おう』と誰もが言った。』は2013年9月に映画化され、全国一斉ロードショー。舞台化もされる。その後も次々と作品を発表。
「喜多川ワールド」と呼ばれるその独特の世界観は、小学生から80代まで幅広い年齢層から愛され、その影響力は国内に止まらず、現在は多数の作品が台湾・韓国・中国・ベトナム・タイでも翻訳出版されている。執筆活動だけでなく全国各地での講演やセミナーも開催。出会った人の人生を変える講師として人気を博している。

事例発表と対談

14:45～15:45

令和6年度 子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体(個人)
文部科学大臣表彰 代表団体(代表者)による事例発表
コーディネーター
馬場 耕一郎 氏(こども家庭庁 成育局 成育基盤企画課 教育・保育専門官)
会場：大ホール

表彰式

15:55～17:00

各優秀実践校・園・図書館・団体(個人)への文部科学大臣表彰授与
会場：大ホール、小ホール、リハーサル室

開催後は、アーカイブ配信を予定しております(特別講演は1カ月間限定)

会場ホワイエにて、事例発表団体や企業による展示を行います。ご自由にご覧下さい。※式の進行により、予定より終了時間が変更となる可能性があります。

主催



文部科学省



National Institution For Youth Education
国立青少年教育振興機構

体験の風をおこそう

令和6年度

子どもの読書活動

推進フォーラム

子どもの読書活動の推進に関する法律では、毎年4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めています。本フォーラムは、この法律にもとづき、「子ども読書の日」を記念し、国民の間に広く子どもの読書活動について、関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めることを目的に開催いたします。

アクセス

- 小田急線「参宮橋駅」下車 徒歩約7分
- 東京メトロ千代田線「代々木公園駅」下車 徒歩約10分(代々木公園方面4番出口)
- 京王バス「代々木五丁目」バス停 徒歩1分

〈新宿駅から〉新宿駅西口バスターミナル(宿51系 渋谷駅行き)乗車
〈渋谷駅から〉渋谷駅西口バスターミナル(宿51系 新宿駅行き)乗車

最寄り駅まで

〈東京駅から〉
JR中央線 約14分「新宿駅」乗り換え、
小田急線「新宿駅」から
各駅停車約3分
「参宮橋駅」下車

〈羽田空港から〉
京急空港線約15分
「品川駅」乗り換え、
JR山手線(外回り)「品川駅」から
約20分「新宿駅」乗り換え、
小田急線「新宿駅」から
各駅停車約3分
「参宮橋駅」下車



申し込み方法

※定員(600名)になり次第、締切前でも募集を終了させていただきます。

申込締切 令和6年4月21日(日)



スマートフォン

<https://forms.office.com/r/7wN0Lrtbqe>

にアクセスして必要事項を入力の上、お申込みください。



パソコン

インターネット検索エンジンにて、「青少年機構」で検索いただき、「独立行政法人国立青少年教育振興機構」のホームページ(<https://www.niye.go.jp/>)をご確認ください。トップページの事業申込ページ(<https://www.niye.go.jp/info/yukutoshi.html>)のバナーをクリックしていただき、「子どもの読書活動推進フォーラム」の申込フォームからお申込みください。

下記のQRコードから
申込が可能です



こちらをご覧ください

青少年機構

検索

事業に関するお問合せ

国立青少年教育振興機構 教育事業部 事業企画課 TEL:03-6407-7621(受付時間 9:30~17:00 土日・祝日を除く)

【個人情報の取り扱いについて】

- 「独立行政法人国立青少年教育振興機構が保有する個人情報の適切な管理に関する規定」等に基づき適切に管理し、この事業に関する事務のみに使用し、法令等に定める場合を除いて第三者に開示することはありません。
- 本事業で職員等が撮影した写真や映像、制作物、感想文等の著作物を、当機構の広報等に使用する目的で、報告書や刊行物、インターネット(ソーシャルメディアサービスを含む)等に掲載することがあります。また、新聞社、雑誌社等が発行する刊行物やインターネット(以下、「印刷物等」)に記事・写真を掲載することもあります。
- 当機構がインターネット上に公開した肖像及び著作物について、本人(又は保護者)から削除依頼を受けた場合は速やかに削除します。ただし、機構発行の印刷物並びに機構以外の者が発行・運営する印刷物等については対応できかねますのでご了承ください。

いじめ重大事態等への対応状況について
(市会運営委員会申入れに対する対応状況の中間報告等)

3月8日に公表した「いじめ重大事態の報告書(公表版)」に関わる対応経過について、この間、ご遺族、市会等から様々なご指摘をいただきました。また、3月29日には、「対応過程についての再調査」、「他の自死事案に関する調査」、「市会への報告」、「再発防止に向けた教育委員会と学校現場の整備」の4点について、市会運営委員会から申入れをいただきました。教育委員会としては、これらを厳粛に受け止め真摯に対応してまいります。

【教育行政に対する運営委員会申し入れ】

- 今回のいじめ事案についての学校現場及び教育委員会内部での対応過程に関する徹底した再調査を行い、かつ、関係法令違反が明らかになった場合には、速やかに当該教育長及び当該職員に対する処分を行うよう、市長等の責任ある対応を求める。
- いじめによる自死がなかったかどうか、他の自死事案に関する調査も徹底して行うことを求める。
- 今回のいじめ事案に関する議会への報告時期が遅れたことも問題である。1及び2の調査が終了次第、速やかに市会に報告することを求める。
また、重大な事案が今後発生した場合には速やかに市会に報告することを求める。
- 全ての児童生徒が安心してのびのびと学校生活を送ることができるような環境を整える責任は、大人たちにある。市長、教育長をはじめとする教育行政に関わる全ての関係者が自らに課せられた責任の重大さを認識し、いじめによる自死が二度と起こることのない教育委員会と学校現場を作り上げることを求める。

1 調査等の取組状況と今後の対応

今後の対応に当たっては、調査等の透明性・客観性を高めるために第三者を入れること、いじめによる自死が発生した他自治体の対応や組織体制について研究し効果的な方策について反映することを基本に、スピード感を持って取り組みます。

(1) 対応過程について弁護士を入れた調査・処分

いじめ問題や人事等の案件に精通した弁護士による対応過程の事実確認を行い、関係法令等に照らして問題点を明らかにした上で速やかに処分を検討してまいります。

(2) 他の自死事案に関する「点検チーム」による調査

- ・ これまでに実施した基本調査38件全てについて、弁護士による「点検チーム」(神奈川県弁護士会子どもの権利委員会に所属する弁護士10名で構成)を編成し、調査に着手しました。
- ・ 局内の複数部署からの緊急的な職員応援体制を組み、教育委員会が一丸となって対応しています。
- ・ いじめが背景に疑われる場合には、速やかに重大事態調査への移行に向け取り組みます。

(3) 教育委員会と学校現場の整備

○ 当事者意識の強化

<教育委員会>

- ・ 全職員が、強く当事者意識を持って再発防止に取り組むよう、教育長から通知するとともに、教育長が直接訓示しました。局内横断の緊急的な職員体制を組むなど、一丸となった対応や取組を進めてまいります。
- ・ 今後、事例に基づく局内職員への研修を実施するとともに、組織の在り方などについて検証を行うなど、再発防止に向けた取組を徹底します。

<学校>

- ・ 全校に対して、今回の問題を全教職員が共有し自分事として考えることが必要であることを通知したほか、全校長に対して、直接、教育長・教育次長より重ねて指導しました。
- ・ 今後、全校長を対象に報告書の内容に沿った事例検討を含む研修を実施した上で、校長による全教職員に対する校内研修を実施することで、しっかりと現場の中で課題を見つめ直しながら、再発防止に向けた取組を徹底します。

○ 今後の具体的な対応

- ・ 直ちに実行する取組として、基本調査等の段階から、必ず弁護士等の第三者の視点を入れて調査を進めます。

2 再発防止に向けた検討事項

いじめの防止、不登校児童生徒等の支援、重大事態への対処などを体系的に点検・検討し、総合的な再発防止策を策定していく中で、次の事項についても検討していきます。

- ・ いじめ・不登校児童生徒支援等のための学校における教育相談体制の充実
- ・ いじめ問題の対応については全国的な課題でもあることから、いじめによる自死が発生した他自治体の取組や組織体制の研究を踏まえた、大都市横浜の教育委員会として、26万人の子どもたち「一人ひとりを大切に」できる組織体制や仕組みの変革などの抜本的な対策

3 今後のスケジュール

6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応過程についての調査 ・ 「点検チーム」による調査(未完了を除く) ・ 総合的な再発防止策の検討及び一部着手
7～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対応過程についての調査及び処分 ・ 「点検チーム」による調査報告(未完了分) ・ 総合的な再発防止に向けた対応策の実施

教委第1号議案

学校規模適正化等について

横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申に基づき、東戸塚小学校の学校運営を分校制とする。

令和6年5月9日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

横浜市立東戸塚小学校の過大規模校対策について、令和6年3月27日付けの横浜市学校規模適正化等検討委員会からの答申を踏まえ、同校の学校運営を学年で分ける分校制としたいので提案する。

東戸塚小学校の過大規模校対策について

1 趣旨

戸塚区の東戸塚小学校は、通学区域内の大規模な集合住宅の建設等の影響により、今後、一般学級数が31学級以上の過大規模校となり、さらに、児童数の増加が継続していく見込みとなっていました。

そのため、令和4年1月、東戸塚小学校の過大規模校対策について、横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮問を行い、その後、保護者・地域等の代表者からなる検討部会を設置し、諸課題の調査審議を行ってきました。

このたび、検討部会としてとりまとめた意見書は、令和6年3月27日に開催されました横浜市学校規模適正化等検討委員会に諮られ、審議の結果、検討部会からの意見書のとおり答申する旨が決定されました。この答申を踏まえ、東戸塚小学校に学年別の分校を設置します。

なお、分校の設置年度については、建替え等の大規模な老朽化対策の完了後とする予定です。

2 方針

(1) 東戸塚小学校の過大規模校対策について

東戸塚小学校の分校を設置します。設置場所は、同校が横浜市立小学校の平均の2倍超の校地面積(27,552㎡)を有するため、同校の敷地内とします。

【理由】

①分離新設にした場合、2校が隣接することになり、学校間の競争をあおられる等の懸念があるため。

②1校として運営する場合と比較して、本校と分校で管理区分を分けることにより、学校運営上の負担を軽減できるため。

③分校は基本的に1校として運営することになることから、教職員配置や学校予算、施設整備等の面で考慮され、単独整備案と比べて有利になるため。

(2) 通学区域について

東戸塚小学校の通学区域については、特別調整通学区域の設定等による見直しは行わないものとします。

【理由】

特別調整通学区域の設定等の通学区域調整について検討したが、児童数・学級数の減少の効果は限定的という見込みであること等から検討部会として見直しは行わないという意見となった。

(3) 学年分けについて

学年分けは、本校に1～3年生、分校に4～6年生とします。

【理由】

複数の学識経験者にヒアリングを行ったところ、体格差や授業内容を考慮して、低学年と高学年に分けた方が、効率的な学校運営が行えるという意見であった。検討部会でもこの意見が尊重された。

(4) 分校名称について

分校の名称は「東戸塚小学校分校」とします。

【理由】

分校を設置した後も、本校・分校が学校としての一体感を保つことを重視し、シンプルな名称とした。

3 これまで経過

開催日	会議・説明会	調査審議内容等
令和4年 1月28日	教育委員会	教育委員会から横浜市学校規模適正化等検討委員会へ、東戸塚小学校の過大規模校対策について諮問する旨を決定
3月24日	横浜市学校規模適 正化等検討委員会	教育委員会からの諮問に基づき、東戸塚小学校第二方面校開校準備部会を設置
12月2日		部会名称を「東戸塚小学校過大規模校対策検討部会」と改称

令和5年 4月19日	東戸塚小学校 説明会	東戸塚小学校の過大規模校対策に関する説明会を開催し、以下の3点について説明 ・東戸塚小学校の現状と対応策について ・当面の教室数不足等への対応 ・老朽化対策について 【対象者】保護者及び地域住民 【参加者】昼の部 119名 夜の部 72名
5月31日	第1回検討部会	・部会運営方法、調査審議事項等の確認 ・「通学区域変更・特別調整通学区域設定案」と「過大規模校対策の3つの方向性（単独整備案、分校設置案、分離新設案）」を提示し、検討
8月17日	第2回検討部会	・東戸塚小学校の通学区域について、特別調整通学区域の設定等による見直しは行わない方向で決定 ・過大規模校対策については、分校設置案がよいという意見が多く出たことを踏まえ、第3回でも引き続き検討
10月23日	第3回検討部会	・第2回検討部会の内容を踏まえ、各所属団体からの意見を報告し、部会として分校設置案を選択することを決定。 ・学年分けは本校1～3年生、分校は4～6年生とし、分校名は「東戸塚小学校分校」とすることを決定。
令和6年 1月15日	第4回検討部会	・意見書を決定
3月27日	横浜市学校規模適 正化等検討委員会	・検討部会から提出された意見書のとおり答申することを決定

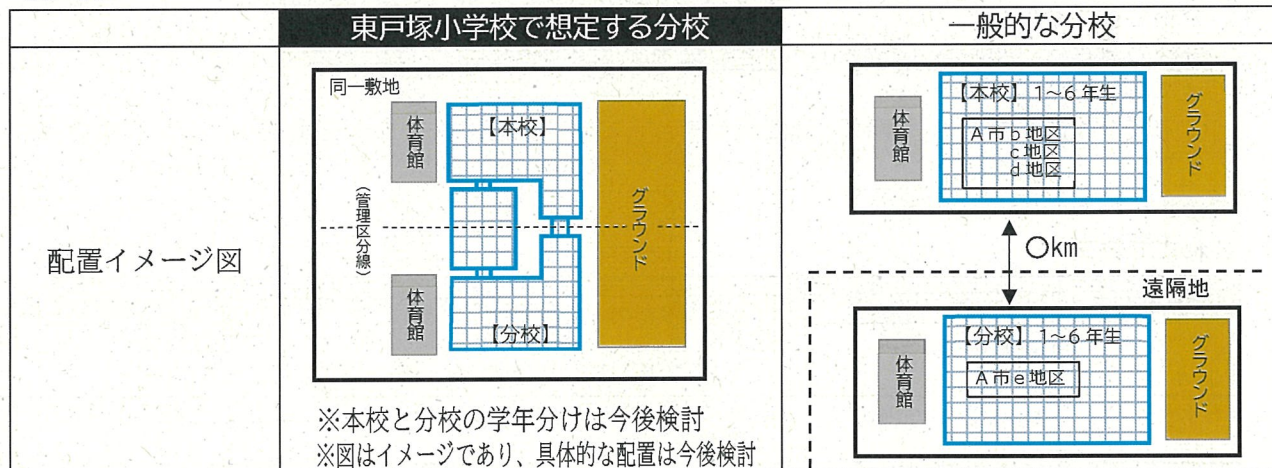
<委員名簿（全15名）>

部会長	川畑 孝男（吉田矢部地区連合会 会長、グランフォーレ戸塚ビルブリーズ 自治会 会長）	
副部会長	中山 晴生（上倉田西町内会 会長）	
委員	坂間 庄二（吉田町内会 会長） 山本 和男（新プロムナード矢部自治会 会長） 青山 勉（矢部町内会 会長） 加藤 伸雄（モアパークス戸塚自治会 会長） 保科 泉（ザハイム戸塚自治会 前会長） 森田 洋郎（戸塚ハイム 自治会 会長） 小野 希（東戸塚小学校PTA 会長）	岡部 歩（東戸塚小学校運営協議会 委員、東戸塚小学校PTA 前会長） 高杉 陽子（豊田中学校PTA 会長） 植野 雅俊（舞岡中学校PTA 会長） 山手 英樹（東戸塚小学校 校長） 小佐野 和人（豊田中学校 校長） 岩田 明正（舞岡中学校 校長）

4 今後の予定

分校設置にあたり、横浜市立学校条例を改正する必要があります。そのため、別途、「横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出」を教育委員会で審議いただき、承認されましたら、横浜市会に「横浜市立学校条例の一部を改正する条例」の議案を提出します。

【参考】



令和6年3月27日

横浜市教育委員会

横浜市学校規模適正化等検討委員会

学校規模適正化等について（答申）

令和4年1月28日付で諮問のありました標記の件について、別紙「東戸塚小学校過大規模校対策に関する意見書」のとおり答申します。

令和6年3月27日

横浜市学校規模適正化等検討委員会

東戸塚小学校過大規模校対策検討部会

東戸塚小学校過大規模校対策に関する意見書

当検討部会は、東戸塚小学校過大規模校の対策として、次の事項を調査審議するため、横浜市学校規模適正化等検討委員会に設置され、令和5年5月31日に第1回検討部会を開催しました。

以降、4回にわたり東戸塚小学校過大規模校対策に関わる諸課題を調査審議し、これを取りまとめましたので、次により意見を申し述べます。

1 調査審議事項

- (1) 過大規模校対策の手法に関する事
- (2) 分離新設又は分校の設置による場合は、学校名に関する事
- (3) 分離新設又は分校の設置による場合は、通学区域に関する事
- (4) 通学安全の確保に関する事
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

2 東戸塚小学校過大規模校対策の目的と検討の前提

東戸塚小学校過大規模校対策の目的は、東戸塚小学校の児童急増対策による教育環境の改善にあります。過大規模校対策の検討は、「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」を基本としつつ、次のような点も前提として検討を行いました。

- ・横浜市資産活用基本方針（令和4年12月改訂）において、新たな用地取得は行わないとされていること、また、東戸塚小学校は市立小学校の校地面積の平均の2倍超を有するため、過大規模校対策は、東戸塚小学校の現地にて行う。
- ・東戸塚小学校は校舎の老朽化が進んでおり、建替え等の大規模な老朽化対策を行う。

3 過大規模校対策の手法

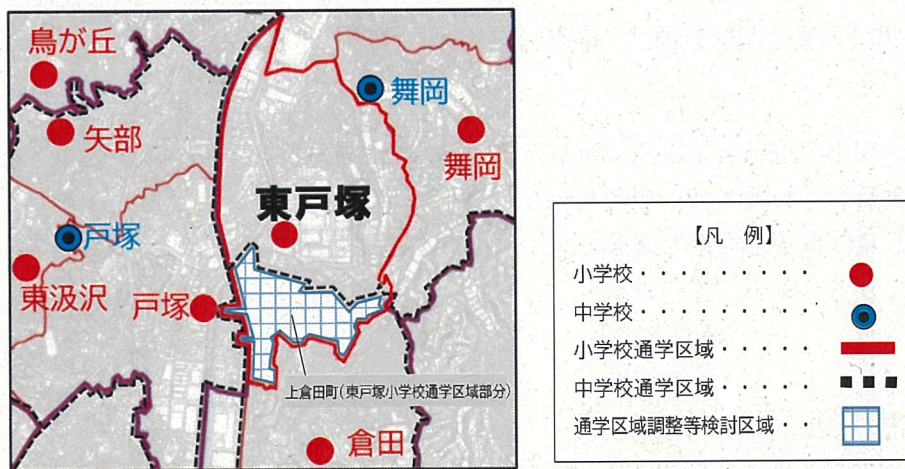
東戸塚小学校の過大規模校対策については、東戸塚小学校の建替え等を行い必要な諸室を整備する「単独整備案」と東戸塚小学校の敷地内に学年別の分校を設置し、東戸塚小学校の分校とする「分校設置案」、通学区域を分割して新設校を設置する「分離新設案」の3案の検討を行った結果、「分校設置案」を当検討部会の意見とします。

4 通学区域

東戸塚小学校の通学区域について、検討部会としては、周辺校の状況等も踏まえて、図の範囲について検討をおこないましたが、特別調整通学区域の設定等による見直しは行わない方向とすることを検討部会の意見とします。

なお、通学安全については、通学区域の変更がなかったため、検討部会として調査審議は行っておりません。

【図】通学区域調整等検討区域



5 分校の学年分け

東戸塚小学校（本校）に1～3年生、東戸塚小学校分校に4～6年生とすることを検討部会の意見とします。

6 学校名

分校名案を検討部会にて検討した結果、東戸塚小学校の分校の分校名案は次のとおりとします。

案 「東戸塚小学校分校」

7 その他、過大規模校対策における要望

- (1) 東戸塚小学校は建替え等の大規模な老朽化対策の完了後に分校設置となることから、当面の間、過大規模校として運営することになるため、必要な施設整備を行い、教育環境の確保を行うよう、お願いします。また、教職員の配置や予算面についても配慮をお願いします。
- (2) 分校として管理区分が分かれても、積極的に交流を図るなど、東戸塚小学校としての一体感が損なわれないよう、配慮をお願いします。

教委第2号議案

令和6年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

令和6年度横浜市教科書採択の基本方針を次のとおり策定する。

令和6年5月9日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

教科用図書の手配については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。令和6年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

令和6年度横浜市教科書採択の基本方針（案）

（前文）

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和6年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和6年度は、次の教科書を採択する。

- ア 中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和7年度から令和10年度に使用する教科書
- イ 高等学校において令和7年度に使用する教科書
- ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和7年度に使用する教科書

なお、小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科書は、令和5年度に採択した教科書を令和9年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン 2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

(4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

- (1) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本（外国語については提供されたデジタル教科書見本を含む）等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。

- (2) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(3) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する中学校の教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

採択の観点(1) 【関係法令】

- ① 教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ② 学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③ 学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(2)

【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】

- ① 主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ② 小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③ 学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④ 「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤ 持続可能な開発目標(SDGs)の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥ 地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(3) 【体裁等】

- ① 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ② デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

教委第3号議案

横浜市教科書取扱審議会への諮問について

横浜市教科書取扱審議会への諮問を次のとおり行う。

令和6年5月9日提出

教育長 下田 康晴

提案理由

中学校及び義務教育学校後期課程、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和7年度から令和10年度に使用する教科書、高等学校において令和7年度に使用する教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和7年度に使用する教科書の採択にあたり、必要な事項を調査審議するため、横浜市教科書取扱審議会への諮問を提案する。

(案)

令和6年5月9日

横浜市教科書取扱審議会

横浜市教育委員会

横浜市立学校の教科書の取扱いについて（諮問）

次に掲げる教科書の取扱いに関する事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 中学校及び義務教育学校後期課程（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和7年度から令和10年度に使用する教科書
- 2 高等学校において令和7年度に使用する教科書
- 3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和7年度に使用する教科書

(理由)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「令和6年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適正な手続きのもと、教育委員会の判断と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

1 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本（外国語については提供されたデジタル教科書見本を含む）等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

審議会は、中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。

2 高等学校用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教

科書の報告を各学校長に求める。

3 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

(1) 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

(2) 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

4 基本方針に基づき、すべての教科書の調査研究の結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書の採択ができるように、相互の関連について明確にすること。

5 基本方針に示された採択の観点に沿って教育委員会で審議することができるよう、審議結果を答申としてまとめること。併せて、審議会において調査研究した報告書を添付すること。